

協働型学校評価について

(主旨) 協働型学校評価を学校・家庭・地域をつなぎ、児童生徒のよりよい成長を支えるコミュニケーションツールとして活用し、保護者や地域の理解と参画を得ながら、「地域とともに歩む学校」づくりの一環として取り組む。

1 仙台市における学校評価

学校教育法施行規則により学校評価が義務付けられており、本市では平成22年度から協働型学校評価として取り組んでいる。協働型学校評価は、児童生徒の現状や課題から、学校・家庭・地域の三者が協働して当該年度の重点目標を設定し、それぞれの立場から改善活動に取り組み、その成果を次年度に生かしながら、新たな重点目標設定につなぐ、P-D-C-A サイクルによる改善活動の継続的な営みである。

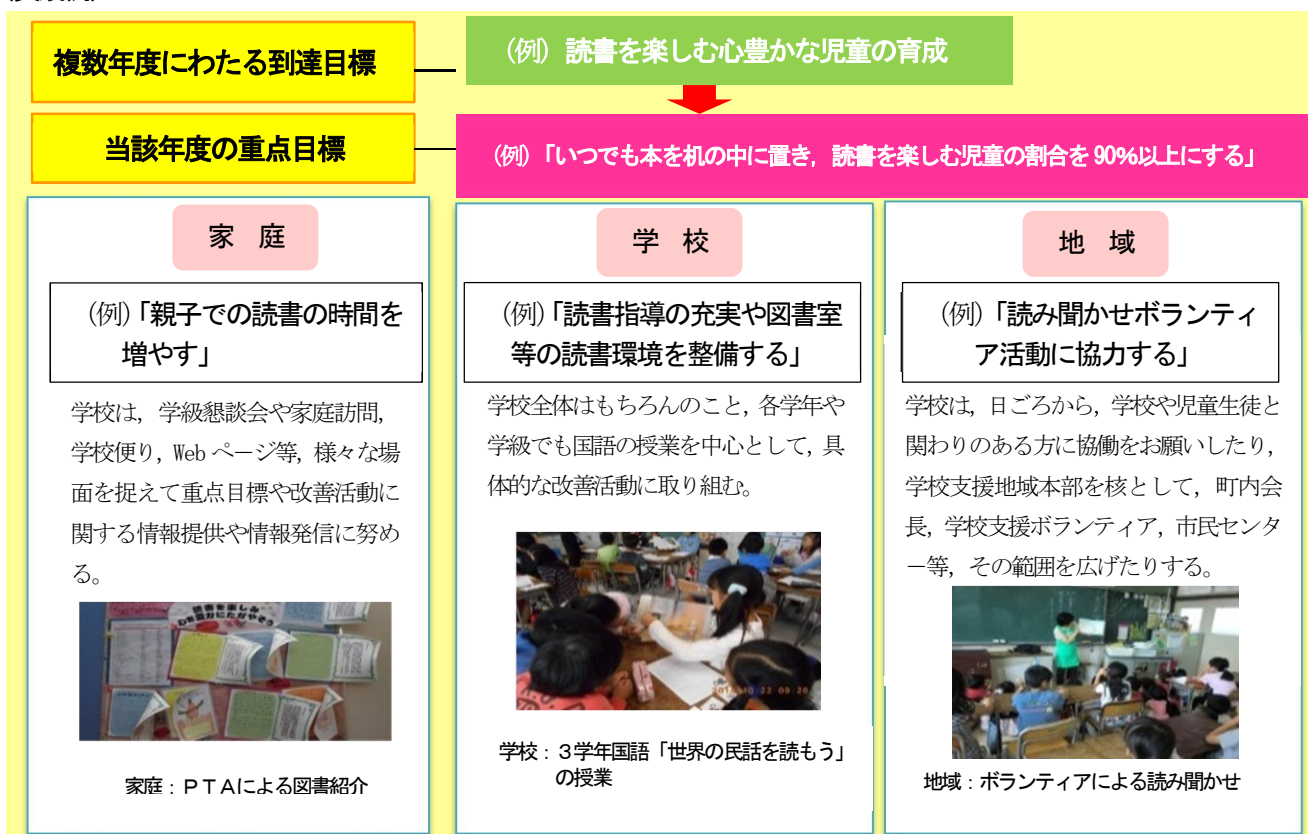
2 実施にあたって

協働型学校評価では、学校関係者評価委員会で、児童生徒の現状把握から課題を明確化し、当該年度の重点目標を設定することが最も重要となる。

(1) 「協働型学校評価における重点目標」の設定

- 児童生徒の現状や課題をもとに、重要性や緊急性の高い目標を設定する。
- 短期・中期的な到達目標と当該年度の重点目標とを構造化する。
- 重点目標は具体性があり、達成までの道筋が明確なものとする。また、児童生徒の変容や成果が確認できる内容とする。
- 全職員が目標を共有する。児童生徒のよりよい姿を実現するために、協働型学校評価の重点目標における改善活動と各学年・学級等の教育活動とを関連付けることを大切にする。

〈実践例〉



(2) 評価の対象

協働型学校評価は具体的な改善活動の実践を中心に据えるものであり、三者が共通理解のうえで焦点化し、集中的に取り組むものである。教育活動は多岐にわたるが、協働型学校評価システムに乗せて評価の対象とするのは、当該年度の重点目標に限定する。また、協働型学校評価における当該年度の重点目標の達成状況の評価は、児童生徒の姿を通して三者の教育活動の成果を評価することである。すなわち、児童生徒の具体的な変容を可能な限り客観的に把握することによって、三者それぞれの改善活動の在り方を検証することができる。